

令和4年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年3月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター研修室において、第3回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に係る委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員13名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治 (★)	3番 井上 ながえ (★)
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁 (★)	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美 (★)
13番 中嶋 文和 (★)	14番 坂田 稔	15番 永井 健一 (★)
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員1名】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則 (★)	31番 満生 直樹 (★)
37番 上野 智実 (★)		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松田 勝 久

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝 久

係 長 松 尾 康 年 (欠席)
事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。本日の出席委員数は農業委員13名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）1名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
なお、新型コロナウイルスの影響により議案に関係する委員のみの出席としています。
議事録署名人17番手嶋委員、18番林委員を指名いたします。よろしく申し上げます。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
4ページまで18件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から18番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願に
ついて」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第2号を終わります。

6ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

9ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の6番小島委員を指名いたします。

審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

10ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明 15ページまで17件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員。
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
審議番号2番は譲受人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、17番手嶋委員が関係しますので、審議が終わるまで17番手嶋委員は退室をお願いします。
(17番手嶋委員退室)

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。26番井手推進委員。
26番挙手

議 長 26番井手推進委員。
26番 (井手推進委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
審議が終わりしましたので、17番手嶋委員の入室をお願いします。
(17番手嶋委員入室)

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手

議 長 5番武井委員。
5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は4名おられますが、相続したが、遠方在住であり耕作できないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番

(小島委員) 譲受人と譲渡人は親子と思いますが、契約は売買となっていますが、贈与ではないのでしょうか。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 親子ではありません。契約は売買です。

議長 6番小島委員よろしいですか。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番

(小島委員) わかりました。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手

議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
11番挙手

議長 11番鳥巢委員。
11番 (鳥巢委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は長く借りて耕作していたため、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手

議長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地の取得、譲受人とは面談を行いまして、農地の管理をきちんと行うということを確認しています。譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

- 18番挙手
議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 18番挙手
議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 18番挙手
議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
- 4番挙手
議 長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は自己所有の農地に隣接しており耕作に便利のため、譲渡人は2名おられますが経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。
次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
4番挙手

議 長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手

議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。
次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手

議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。
次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手

議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時08分まで休憩します。

14時45分休憩

15時08分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
最初にお知らせしておりましたが、議案第4号の前に議案第8号の審議を先行して行いますのでよろしくお願ひします。
23ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地が1筆ございます。現在、市外在住の〇〇氏が定期的に空き家を訪れ農地の管理をしてありますが、空き家のみ売却され農地が残った場合、申請人の管理が行き届かずさらに遊休地化が進むことが予測されます。宅地と農地をセットとした方が今後の農地管理・耕作を考えると適当と思われる。指定・不指定についてご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良のための一時転用、転用の理由は地上げして営農の効率

化を図るものです。なお、所有者は申請人とは別におられますので、所有者の同意を得たうえでの申請です。また、始末書が添付されています。搬入土量は3,700㎡、最大地上高1.5m、期間は令和4年4月1日から令和5年5月31日、作付予定作物は庭木・植木です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地。一時転用、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長

この土地は借りてるとのことですが、契約内容はどうなっていますか。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 転用申請にあたりまして、土地所有者からの同意を書面でいただいています。

議 長

地上げに使用する土砂はどのようなものでしょうか。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 一時転用許可申請に関する事業計画書が申請に併せて提出してありますが搬入土の土質及び搬入元の記載がありますが、「真砂土」と記載されています。

議 長

地上げにあたって、排水処理はどうなっていますか。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 申請地西側に隣接していますが、字図上「水路」となっていますが、申請書を作成した行政書士に尋ねたところ、排水処理は地下浸透及び既設水路への放流ということを確認しています。

議 長

他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

17ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。19ページまで9件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長

17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は神社・露天駐車場の整備、理由は、氏子の高齢化等により遠方にある既存神社の維持管理が難しく、申請地に設置するもの。

参考事項といたしまして、神社1棟14.98㎡、駐車場台数8台です。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は共同住宅1棟の建設、理由は住環境がよく、交通の便も良いため、共同住宅を建設するものです。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、共同住宅1棟6戸218.62㎡、一体開発する宅地291.11㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲2区画の整備、理由は住環境がよく、交通の便も良いため、宅地分譲を行うものです。参考事項といたしまして、第1種住居地域、一体開発する宅地5.14㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は特定建築条件付売買予定地3区画の整備、理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅地として整備するもの。参考事項といたしまして、分譲地3区画の整備です。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

ご審議方よろしく願います。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲18区画の整備、理由は申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込まれることから宅地分譲を行うものです。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
次に審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手
- 議 長 7番椿委員。
7番 (椿委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は事業拡張により既存敷地が手狭となったためです。参考事項といたしまして、駐車台数はダンプ18台。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
6番挙手
- 議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 面積が1,601㎡ですが、スペース的に10tダンプ18台の駐車は可能なのでしょうか。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 補足説明をさせていただきます。計画平面図が農地転用申請書に添付されていますが、10tダンプに限らず、4tダンプ、2tダンプを含めての駐車スペースで計画されています。
- 議 長 6番小島委員よろしいですか。
6番挙手
- 議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
次に審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番 10番挙手
議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は一時転用、表土仮置場の整備、理由は現在使用している表土置場が手狭になったためです。参考事項といたしまして、一時転用期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。農地法の運用は農用地区域内にある農地。農地の区分は農用地区域内農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
16番 16番挙手
議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 高さを20m位積み上げて、台形の形状でストックされるということでしょうか。
10番 10番挙手
議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) そこまで詳しく伺ってはいませんが、かなりの量をストックされるそうです。
事務局 事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (川波) 申請書に造成計画の断面図が添付されていますので、高さについてお尋ねしたところ2mから3mと伺っていますが、申請者に再確認いたします。
9番 9番挙手
議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 表土置場として3年間使用することになっていますが、その期間中「草」の管理をきちんと行うことを約束させてください。
議 長 許可書に、意見書を添付して対応するということにします。
9番 9番窪山委員よろしいですか。
9番 9番挙手
議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
次に審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番 18番挙手
議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案

書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在借家住まいのため、勤務地に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。参考事項といたしまして、居宅1棟136.55㎡。農地法の運用は杷木支所から500m以内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議 長

18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場及び貸露天資材置場の整備、理由は経営している会社の既存敷地が手狭となったため、個人で駐車場等を整備して会社へ貸すものです。参考事項といたしまして、コンテナ72㎡、駐車場3台、借受予定者は有限会社〇〇〇〇〇〇です。農地法の運用は杷木支所から500m以内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

20ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(岩切) 審議番号1番から5番まで、推進機構からの買入れです。

以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

22ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 事務局挙手
事務局。
（川波）議案朗読をもって説明 2件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長
事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手
- 議長
1番徳田委員。
（徳田委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地、20年以上前から駐車場として使用され、非住宅地課税されています。現状は、非住宅地となっていますので、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員
賛成の挙手
- 議長
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手
- 議長
6番小島委員。
（小島委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。現状は、住宅が建設され20年以上経過し、宅地となっていますので、非農地判断の申請がなされたものです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 事務局挙手
事務局。
（川波）事務局より補足させていただきます。こちらの土地につきましては、1つの筆界の中に2つの地番が存在しています。まず申請地1741番1、地目は畑、地積は155㎡となっています。同じ筆界の中に存在する宅地がございますが、こちらが1741番2、地目は宅地、地積は330.57㎡となっております。同じ筆の中に区分がはっきりしない農地が存在する状況ですので、委員の方々のご判断を仰ぎたく議案提出がされているところです。
以上でございます。
- 議長
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員
賛成の挙手
- 議長
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
23ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局挙手
事務局。
（水落）議案朗読をもって説明